

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◆公 告 県有林立木の一般競争入札

目 次

次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却するので公告する。

昭和三十一年九月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 場 所 日野郡根雨町大字板井原地内

板井原県有林第五林班る小班

二 樹 種 スギ

三 林 令 四十四年

四 面 積 五町五反五畝歩

五 数 量 本数三、二五六本

総材積五、二四四石（見込立木幹材積）  
ただし当林内にある精英樹候補木二本の  
材積を除外したものである。

六 伐採搬出期限 昭和三十二年十二月末日限り

七 伐採の方法 主伐

八 下見日時 昭和三十一年九月十日から

昭和三十一年九月十一日まで二日間

各々午後一時に日野郡根雨町大字板井原

九 下見案内者 看守 池田克己（住所 日野郡  
根雨町大字板井原）

一〇 入札場所 鳥取市 鳥取県林務課

一一 入札日時その他  
一一 入札執行年月日 昭和三十一年九月十四日

一二 当日の時間割  
一二時三十分  
一二時三十分から  
一二時三十分まで

林務課へ集合  
契約条件その他について  
説明

十三時 入札開始

一二 開札 入札直後実施する

一三 入札保証金 入札金額の百分の五以上

一四 契約の締結 落札後仮契約を締結するが鳥取県契

約条例第五条の規定による議会の同意を得られなかつた場合は、契約は成立しないものとする。

## 一五 その他

1 代理人において入札する場合は、委任状を持参すること。

2 印鑑、筆記具を持参すること。

3 入札について不明の点は、鳥取県林務課あて問合すこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発  
行 鳥 取 県  
刷 行 鳥 取 県  
鳥 取 市 東 町  
所 在 地  
鳥 取 市 東 町  
鳥 取 県  
印 刷 所